

多様な発散抑制方法の導入の手順(イメージ)

1 発散抑制方法の事前確認

事業者が以下の事項を確認

- ① 新たな発散抑制方法を用いた上で、第一管理区分となることが見込まれること(実験的なものでも可)。
- ② 新たな発散抑制方法による人への危険有害性がないこと。
- ③ 定期的な点検等による維持管理が行われるための管理体制が整備されていること。
- ④ ①～③について、専門家(外部の専門家でも可)が確認を行っていること。
- ⑤ 衛生委員会(衛生委員会がない場合は作業に関する労働者の代表)において意見調整が行われていること。
- ⑥ その他

2 導入作業場において第一管理区分となることの確認

新たな発散抑制方法を用いて作業環境測定を実施。

3 所轄労働基準監督署長への申請

- (1) 事業者が所轄労働基準監督署長(以下「署長」という。)に申請。
- (2) 統一的な判断を行うため、本省に設置した専門家による検討会における検討を署長から依頼。

4 許可

当面は、本省に設置した専門家検討会における確認後、専門家の助言に基づき署長が許可。

5 フォローアップ

- ① 定期の作業環境測定を実施するとともに、必要に応じて漏洩濃度測定等を実施する。
 - ・ 法定の作業環境測定の結果、第一管理区分以外の区分となった場合、直ちに作業改善を行い、作業環境測定により改善されたことを署長が確認する。
 - ・ 一定期間(例 1ヶ月間)内に改善がなされなければ許可を取り消す。
- ② 許可を受けた内容に変更がある場合は、署長に再度許可申請を行う。